

## 課題 給水車の大量不足への対策

### 分類2 民間・自衛隊の給水車等の活用

#### 〔提案5〕民間給水車の活用

##### 1 対策の概要

###### (1) 民間事業者との給水車支援に関する連携

大規模災害が発生した際、民間事業者の給水車、資材及び人員を活用できるよう、業界団体等の民間事業者と応急給水に関する協定を締結する。

この協定には、給水車の全国的な活用が可能となるように、他水道事業体への応援隊派遣時に民間事業者の給水車を帯同することができる旨の内容を明記することが望ましい。

また、運用時には、民間事業者の通常時の運搬物を考慮の上、必要に応じて水質検査の実施等水質管理に留意する必要がある。

###### (2) 民間事業者が保有する給水車のリスト化及び情報共有

民間事業者が保有する給水車を調査、リスト化し、全国の水道事業体で共有する。



〔札幌市締結先給水車（道路清掃関係）〕



〔新潟市締結先給水車（牛乳輸送関係）〕



〔新潟市締結先給水車（酒造関係）〕



〔新潟市締結先給水車（水道関係）〕

##### 2 対策の効果

この対策の実行により民間事業者が保有する給水車を有効活用することができる。特に、民間事業者が保有する大型給水車は、人命に関わる施設（病院・人工透析施設等）への応急給水に充てるのが有効である。また、他水道事業体へ派遣するための給水車台数も増加する。このほか、あらかじめリストを共有化することで、大量に水道水を必要とする病院等から応急給水の要請があった場合に迅速に大型給水車の所在を把握することができる。

札幌市の事例では、札幌市水道局が給水車を5台保有している一方で、協定を締結した業界団体では、普段水道水を運搬し、加圧機能を有する給水車を16台、井戸水や河川水等の水を運搬している車両を60台、合計76台を保有している(令和元年6月時点)。

## 課題 給水車の大量不足への対策

### 分類2 民間・自衛隊の給水車等の活用

## 〔提案6〕自衛隊給水車や海上保安庁船舶の支援活動を円滑に受けるために情報共有等を実施

### 1 対策の概要

自衛隊や海上保安庁など給水車や船舶、ヘリコプター等を保有する防災関係機関との間で、給水車に注水が行える給水基地や自衛隊の給水車の保有台数などをあらかじめ情報共有する。

#### (1) 自衛隊

大量の水道水が必要となる大型医療機関等の応急給水に、自衛隊が保有する大型給水車（加圧式・5トンタンク等）を活用することで、効率的に応急給水を行うことができる。

#### (2) 海上保安庁

海岸近くの大型医療機関などへの給水については、海上保安庁が保有する船舶から給水車へ注水を行うことで、効率的な応急給水を行うことができる。また、海上保安庁は大規模災害の際には海上のみならず、陸上での救助活動も可能であるため、避難所等への応急給水についても、ヘリコプターで大量の飲料水を輸送することができる海上保安庁に協力を要請し、効率的な応急給水を行う。

なお、自衛隊への災害派遣要請は、市区町村長が都道府県知事へ災害派遣要請の要求を行い、都道府県知事から自衛隊へ災害派遣要請をすることになっており、また、大規模災害時における海上保安庁への災害派遣要請については、都道府県における地域防災計画によるところがあるため、自衛隊、海上保安庁との調整を行うにあたっては、平時の調整においても、都道府県の防災部局を通して行う必要がある。

参考【自衛隊災害派遣の仕組み】(陸上自衛隊公式HPより転載)



海上保安庁船舶からの応急給水



ヘリコプターでの飲料水輸送イメージ

### 2 対策の効果

自衛隊の大型給水車（加圧式・5トンタンク等）を活用することで、大量の水道水が必要となる医療機関等の応急給水を効率よく行うことができる。また、海上からの注水や、空路による応急給水により、限られた給水車を効率よく運用することができる。